

文部科学大臣

高木 義明 殿

要 望 書

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震により、多くの尊い命が犠牲になっているほか、多くの方々が負傷しております。また、津波による建物の倒壊等により甚大な被害が生じるとともに、多くの県民が避難生活を余儀なくされております。

このような極めて過酷な被災状況下において、速やかに幼児児童生徒のための適切な教育環境を確保するため、以下について特段の配慮をお願いします。

記

1 被災学校に対する支援

(1) スクールカウンセラー及びケアサポート支援員(仮称)について

被災した児童生徒の心を支えるため、スクールカウンセラー派遣事業の実施に係る十分な経費の支援を要望します。また、教員に対しても同様の措置を要望します。

心的外傷後ストレス障害など被災の影響があると思われる児童生徒に対し、心のケアのため、学校における相談業務のほか、家庭及び避難所等の巡回相談にも当たる、「ケアサポート支援員(仮称)」を配置する必要があると考えていることから、その経費に対する支援を要望します。

(2) 教職員の加配について

被災地において、児童生徒の支援及び学校の復興のための教職員の必要な加配措置を要望します。

また、児童生徒の長期の避難等により、被災地側、受入側の各学校における児童生徒数の大幅な変動が予想されることから、教職員の配置基準の弾力的な運用に対する配慮を要望します。

2 避難先における教育の確保

(1) 適切な避難所の確保について

現在、被災者が地域の小中学校及び高等学校の体育館のみならず、各教室に避難している状況にあることから、学校再開に向け、また、被災者の生活改善に向け、関係省庁との緊密な連携のもと、仮避難所の設置や仮住宅への移送等への支援を要望します。

(2) 長期に避難する幼児児童生徒に対する経済的支援について

県内においては、数万人の被災者が長期間に渡り避難生活を余儀なくされる可能性があり、その多くの方々が住居を滅失しております。このため、学用品購入費や通学費など、幼児児童生徒及びその保護者に対して生活資金等の手厚い援助を要望します。

(3) 長期に避難する児童生徒を受け入れる学校に対する支援について

県内において長期に避難している児童生徒が、避難先の学校において十分な教育が受けられるよう、施設・設備の整備、備品購入等に要する経費に対する財政支援を要望します。

3 生活基盤を失うおそれのある児童生徒への支援

被災地をはじめ県内においては、親を失ったり、生活基盤が失われ日常生活が困難な児童生徒の増加が見込まれることから、就学援助、奨学金の拡充や給食費の援助の拡充と児童生徒への教科書及び各用品の早急な給付を要望するとともに、各省庁の連携のもと、生活面、学習面の手厚い支援を要望します。

4 特例的な財政支援

(1) 手厚く迅速な財政支援について

大地震に加え大津波による複合的な被災は、過去に例を見ない未曾有の大災害であることに鑑み、災害復旧事業及び災害関連事業等について、激甚災害指定以上に手厚く迅速な特例的な財政支援を要望します。

(2) 災害復旧事業関連業務の柔軟な対応について

大地震に加え大津波による複合的な被災は、被災状況の全容把握が極めて困難なことを踏まえ、広範な災害認定と災害復旧事業申請事務手続きの簡素化・柔軟化を要望します。

加えて、災害復旧事務手続き等に係る専用相談窓口の設置を要望します。

(3) 教育関係施設の復旧について

被災した県立及び市町村立の教育関係施設（学校、図書館、博物館、自然の家等）の災害復旧工事、改築工事に対する速やかで手厚い財政支援を要望します。

また、復旧の支障となる被災した教育関係施設敷地内のがれき処理に係る協力及び財政的支援を要望します。

(4) 教職員の住居の確保について

被災地域の多くの教職員が住居を失っており、早急な住居の確保のため、被災地周辺既存住宅の改修費用の財政的支援を要望します。

平成23年3月20日

岩手県知事

達 増 拓 也

岩手県教育委員会委員長

八重樫 勝